議案第９７号

霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例（平成24年霧島市条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

多目的グラウンド

区分	基本使用料（１時間につき）	
	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
ソフトボール（１面につき）	220円	660円
野球（１面につき）	630円	1,890円
上記以外の競技（１面につき）	630円	1,890円
全面使用	1,260円	3,780円

別表備考第６号中「切り捨てる」を「切り上げる」に改め、第８号中「次に掲げる」を「次のいずれかに該当する」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行うことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。